

令和7年度決算に基づく健全化判断比率の概要

健全化判断比率とは、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標からなり、それぞれ、早期健全化基準（イエローカード）、財政再生基準（レッドカード）が定められています。

各比率のいずれかが、定められた基準以上であった場合は、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられています。

（単位：％）

比率名	令和6年度 決算	令和7年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準	説 明
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率 （3か年平均）	9.8	9.9	25.0	35.0	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（前年比0.1ポイント悪化）
中核市順位	(56/62)	(59/62)			
将来負担比率	72.1	60.7	350.0	—	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率（前年度比11.4ポイント改善）
中核市順位	(51/62)	(48/62)			

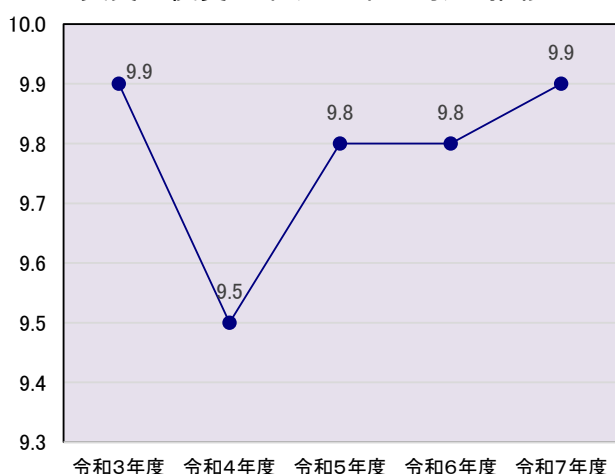
【備考】・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載しています。

・令和7年度決算分の中核市順位は、各市の速報値を基に掲載しています。

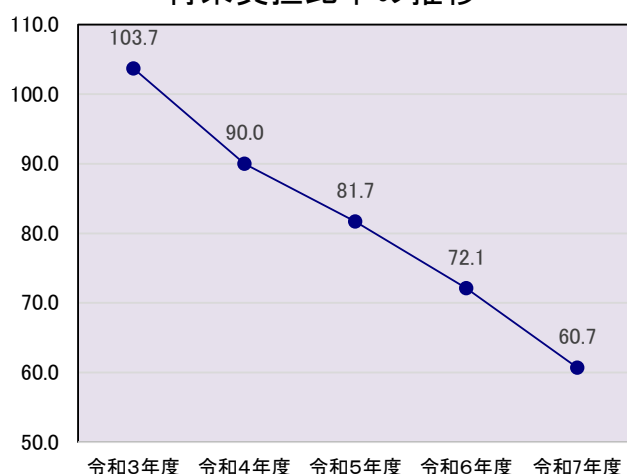
各比率は、昨年度同様いずれも基準をクリアしています。

➤詳細は、次ページ以降をご覧ください。

実質公債費比率（3か年平均）の推移



将来負担比率の推移



①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。実質的な赤字が市税等の標準的な一年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示す指標であり、数値が大きいほど、財政運営が厳しい状況であることを示しています。

【標準財政規模】

健全化判断比率を算定する際の基準額として用いられる額で、地方交付税算定上の地方公共団体の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額を加算した額

令和7年度 87,277,669千円

(参考) 令和6年度 84,424,336千円

【一般会計等】

一般会計、土地区画整理事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計、サマルカンド交流事業特別会計

(単位：千円)

$$\begin{array}{rcl} \text{令和7年度実質赤字比率} & & \text{一般会計等の実質赤字額} \\ \text{—} & = & \frac{0}{87,277,669} \times 100 \\ & & \text{標準財政規模} \end{array}$$

(参考)

$$\begin{array}{rcl} \text{令和7年度実質黒字比率} & & \text{一般会計等の実質黒字額} \\ 3.87 & = & \frac{3,379,503}{87,277,669} \times 100 \\ & & \text{標準財政規模} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{令和6年度実質黒字比率} & & \text{一般会計等の実質黒字額} \\ 3.98 & = & \frac{3,360,636}{84,424,336} \times 100 \\ & & \text{標準財政規模} \end{array}$$

令和7年度決算における一般会計等の実質収支については、「3,379,503千円」の黒字であったことから、実質赤字比率は「—」表記としています。

なお、実質黒字額としては、令和6年度が「3,360,636千円」であったことから、「18,867千円」の増額となりましたが、分母の標準財政規模も令和6年度に比し「2,853,333千円」の増額となったため、参考比率として算出している実質黒字比率は0.11ポイントの悪化となります。

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字と黒字を合算して、奈良市全体の資金の不足の程度を指標化したものであり、数値が大きいほど、奈良市全体としての財政運営が厳しいことを示しています。

(単位：千円)

$$\begin{array}{rcl} \text{令和7年度連結実質赤字比率} & & \text{連結実質赤字額} \\ \text{—} & = & \frac{0}{87,277,669} \times 100 \\ & & \text{標準財政規模} \end{array}$$

(参考)

$$\begin{array}{rcl} \text{令和7年度連結実質黒字比率} & & \text{連結実質黒字額} \\ 15.03 & = & \frac{13,120,995}{87,277,669} \times 100 \\ & & \text{標準財政規模} \end{array}$$

$$\text{令和6年度連結実質黒字比率} = \frac{\text{連結実質黒字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$16.50 = \frac{13,933,747}{84,424,336} \times 100$$

【会計別収支】

○令和7年度実質収支額

会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	繰り越すべき財源	実質収支額	令和6年度 実質収支額
一般会計等	168,305,556	163,785,074	4,520,482	1,140,979	3,379,503	3,360,636
国民健康保険 特別会計	33,294,749	33,192,532	102,217	0	102,217	156,843
介護保険 特別会計	38,923,475	38,674,713	248,762	0	248,762	380,406
後期高齢者医療 特別会計	8,989,271	8,962,757	26,514	0	26,514	28,359

○公営企業会計（法適）にかかる資金不足額等

会計名	流動負債	控除企業債等	控除未払金等	控除引当金等	流動資産	控除財源	貸倒引当金	資金不足額 ・剰余額	令和6年度 資金不足額・剰余額
水道事業会計	2,484,670	973,883	0	0	9,631,258	0	0	8,120,471	8,504,852
下水道事業会計	3,282,701	2,742,682	0	0	1,760,083	9,000	0	1,211,064	1,469,900
病院事業会計	287,520	179,599	0	0	140,385	0	0	32,464	32,751
連結実質収支額 合計								13,120,995	13,933,747

令和7年度決算における全ての会計の実質収支総額については、「13,120,995千円」の黒字であったことから、連結実質赤字比率は「一」表記となります。

なお、令和6年度が「13,933,747千円」の黒字であったことから、「812,752千円」黒字が減額したことになり、実質黒字比率としては、令和6年度の「16.50%」から令和7年度の「15.03%」へと1.47ポイント悪化したこととなります。

「一般会計等」が「18,867千円」の黒字増額となっているものの、「水道事業会計」については「384,381千円」の減額、「下水道事業会計」については「258,836千円」の減額となっており、これらが比率悪化の主な要因となっています。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。実質的な借入金の返済額が、市税等の標準的な一年間の収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、資金繰りの危険度を示しています。

【元利償還金】

借入金（地方債）の返済額及びその利子

【準元利償還金】

一般会計等が負担する特別会計の元利償還金など、元利償還金に準するとみなされるもの

【基準財政需要額算入額】

地方公共団体が一年間の標準的な行政を行うのに必要な経費として、普通交付税に算入された額

（単位：千円）

令和7年度 実質公債費比率	地方債の 元利償還金	準元利 償還金	特定財源	元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額
9.9	$= \frac{(19,297,768 + 1,000,534) - (3,466,793 + 9,073,704)}{87,277,669 - 9,073,704} \times 100$			
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	

（参考）

令和6年度 実質公債費比率	地方債の 元利償還金	準元利 償還金	特定財源	元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額
9.8	$= \frac{(18,751,580 + 870,087) - (3,061,921 + 9,151,054)}{84,424,336 - 9,151,054} \times 100$			
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	

単年度 指数	R5年度	10.2%
	R4年度	9.5%

R5～R7年度 3か年平均	9.9%
------------------	------

R4～R6年度 3か年平均	9.8%
------------------	------

区分	令和7年度	令和6年度	差額
地方債の元利償還金	19,297,768	18,751,580	546,188
準元利償還金	1,000,534	870,087	130,447
特定財源	3,466,793	3,061,921	404,872
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	9,073,704	9,151,054	△ 77,350
合 計 （分 子）	7,757,805	7,408,692	349,113

令和7年度決算に基づく実質公債費比率については、単年度で「9.9%」と前年度比0.1ポイントの悪化となりました。

分母となる標準財政規模が前年度比「2,853,333千円」増額、またここから控除する元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が「77,350千円」減額となり、分母全体で「2,930,683千円」増額となった一方、分子となる地方債の元利償還金が前年度比「546,188千円」増額したことが主な要因としてあげられます。

なお、本比率は、3か年平均で算出しますので、令和5年度から令和7年度決算までの3か年平均では「9.9%」となり、前年度から0.1ポイント悪化となりました。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。奈良市が抱える実質的な負債の残高が、税等の標準的な一年間の収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。将来負担額には、地方債残高だけでなく、借入金ではないものの契約により支払いを約束したもの（都市再生機構への学校建設立替金等）、退職手当負担見込額等、奈良市が将来支払っていかねばならないものすべてを含めています。この比率が高いほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなります。

(単位：千円)

令和7年度 将来負担比率	将来負担額	充当可能基金	特定財源 見込額	地方債現在高 等に係る基準 財政需要額 算入見込額	
60.7	$= \frac{(196,826,153) - (17,101,754 + 26,056,336 + 106,159,596)}{87,277,669 - 9,073,704} \times 100$				
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		

(参考)

令和6年度 将来負担比率	将来負担額	充当可能基金	特定財源 見込額	地方債現在高 等に係る基準 財政需要額 算入見込額	
72.1	$= \frac{(206,161,036) - (15,395,247 + 27,007,718 + 109,485,641)}{84,424,336 - 9,151,054} \times 100$				
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		

【将来負担額】

区分	令和7年度	令和6年度	差額
地方債現在高	168,319,616	176,213,081	△ 7,893,465
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
公営企業債等繰入見込額	11,165,101	12,747,136	△ 1,582,035
退職手当負担見込額	17,341,436	17,200,819	140,617
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
合 計	196,826,153	206,161,036	△ 9,334,883

【充当可能財源等】

区分	令和7年度	令和6年度	差額
充当可能基金	17,101,754	15,395,247	1,706,507
充当可能特定財源見込額	26,056,336	27,007,718	△ 951,382
基準財政需要額算入見込額	106,159,596	109,485,641	△ 3,326,045
合 計	149,317,686	151,888,606	△ 2,570,920

【公営企業債繰入見込額】

特別会計の地方債残高のうち、将来一般会計等が負担すると見込まれる額

令和7年度の将来負担比率については、「60.7%」となり前年度比11.4ポイントの改善となりました。

主な要因として、公営企業会計への今後繰入見込額が「1,582,035千円」減少したこと、地方債新規発行額が10,559,400千円に対して元金償還額18,452,864千円となり、現在高が「7,893,465千円」減少したこと等により、分子内の将来負担額が「9,334,883千円」の減額となったことがあげられます。

また、基準財政需要額算入見込額が「3,326,045千円」の減額、将来負担額から控除される充当可能特定財源見込額が「951,382千円」の減額、充当可能基金が「1,706,507千円」の増額となったため、差引で分子となる負担額としては「6,763,963千円」の減額となりました。

【 健全化判断比率の対象 】

一 般 会 計		
一般会計等	一般会計等に属する特別会計	土地区画整理事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 サマルカンド交流事業特別会計
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
	公営企業会計 法適用公営企業	水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計
一部事務組合・広域連合		山辺環境衛生組合 奈良県市町村総合事務組合 奈良県後期高齢者医療広域連合
地方公社・第三セクター等		(一財) 奈良市総合財団 (公財) 奈良市生涯学習財団 株式会社奈良市清美公社 奈良市市街地開発株式会社

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

資金不足比率